

森林づくりの推進

<森林づくり交付金（ハード分）>

1 趣旨

間伐等推進3カ年対策の計画的かつ円滑な実施のためには、作業道の整備や高性能林業機械の導入による効率的な間伐作業システムの整備が重要であり、同対策において、これを推進しているところである。

この取組を今後より一層進めるためには、個々の森林所有者が自ら森林施業を行うことが困難な森林や小規模分散した森林についても、森林施業計画等により集約化を推進し、当該箇所において効率的な間伐作業システムの定着を図ることが重要である。

このため、複数の森林所有者と施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立している事業者について、本メニューの補助対象に加える。

2 事業内容

(1) 間伐等森林整備促進型

作業道・単線軌道整備、基幹作業道整備、林業用機械導入

(2) 団地間伐促進型

団地間伐の効率的実施を特に推進すべき地区を設定し、(1)の事業内容を実施

【拡充内容】

次の条件を全て満たす事業者を事業実施主体に追加する。

① 5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立していること

② 取組内容（施業委託契約や森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表すること

3 交付先

都道府県

4 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人、複数の森林所有者と施業委託契約を締結し森林施業計画を樹立している事業者

5 事業実施期間

(1) 間伐等森林整備促進型

平成17年度～21年度（5年間）

(2) 団地間伐促進型

平成17年度～19年度（3年間）

6 交付率

(1) 作業道・単線軌道整備

間伐等森林整備促進型、団地間伐促進型 定額 (1/2)

(2) 基幹作業道整備、林業用機械導入

間伐等森林整備促進型 定額 (4/10)、団地間伐促進型 定額 (4.5/10)

7 平成18年度概算決定額

森林づくり交付金 3,695,468 (4,431,000) 千円の内数

【林野庁森林整備部整備課】